

令和7年度 第7回清須市教育委員会定例会 会議録						
開催年月日	令和7年10月17日(金)午前9時30分開会					
開催場所	清須市役所北館2階 第1・第2会議室					
出席委員	教育長 天埜 幸治 委員(教育長職務代理者) 後藤 小百合 委員 高山 智司 委員 上田 恭子					
欠席委員	委員 太田 光則					
本定例会に説明のため出席した者の職・氏名	教育部次長 兼生涯学習課長 石黒 直人 教育部次長 兼学校給食センター管理事務所長 浅井 努 学校教育課長 大沼 賀敬 学校教育課長 吉田 剛 学校教育課長瀬 尾光 スポーツ一ツ課長 高山 敬貢 学校教育課主幹 神谷 光代 学校教育課長補佐 小崎 充代 学校教育課総務係長 炭窪 愛子 学校教育課学校教育係長 嶋中 三奈 健康福祉部次長 兼児童保育課長 吉野 厚之					
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名について 日程第2 令和7年度第6回定例会会議録の承認について 日程第3 議案第25号 清須市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する告示案 日程第4 議案第26号 令和8年度教職員定期人事異動方針(案)について					
会議録署名委員の氏名	教育長は、会議録署名委員に次の2人を指名した。 後藤 小百合 委員 上田 恭子 委員					

議事の経過

○ 開会

天埜教育長 おはようございます。
 只今の出席委員数は、4名です。過半数の出席がありますので、只今から、
 令和7年度第7回清須市教育委員会定例会を開会します。
 本日の議事日程は、お手元に配付しましたとおりです。
 ここで、あらかじめ申し上げます。
 委員並びに事務局職員の発言は、挙手により、教育長を通して、お願ひします。

日程第1 会議録署名委員の指名について

天埜教育長　　日程第1「会議録署名委員の指名について」を行います。
会議録署名委員には、本日、太田委員がご欠席ですので、後藤委員と上田委員を指名いたします。
よろしくお願ひいたします。

日程第2 令和7年度第6回定例会会議録の承認

天埜教育長　　日程第2「令和7年度第6回定例会会議録の承認」を議題とします。
事務局より、説明をお願いします。
(学校教育課長　挙手)
学校教育課長。

はい。学校教育課長の瀬尾です。
それでは、お手元の令和7年度第6回清須市教育委員会定例会の会議録案をご覧ください。
表紙をおめくりいただきまして、開催日時が令和7年9月30日、火曜日、午前10時45分開会でございました。
出席委員につきましては、天埜教育長ほか4名の方にご出席いただきました。定例会に説明のため出席した者は、教育部長ほか9名がありました。
日程第1の議席の指定をはじめ、日程第2の会議録署名委員の指名について、日程第3の会議録の承認、日程第4から日程第5までの各議案につきまして、それぞれお認めいただき、会議録としてまとめさせていただきました。
1ページから6ページまでとなります。
ご確認をお願いいたします。以上です。

天埜教育長　　ありがとうございました。内容について、少しご確認のお時間を取りたいと思います。
これより、質疑を行います。質疑はございますでしょうか。
(委員より、「なし。」の声あり)
質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。
これより、採決をします。「令和7年度第6回定例会会議録の承認について」は、原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。
[全員挙手]
挙手全員です。従って、「令和7年度第6回定例会会議録の承認について」は、原案のとおり承認されました。
この定例会閉会後、高山委員と上田委員にご署名をお願いします。

日程第3 議案第25号 清須市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する告示案

天埜教育長　　日程第3、議案第25号「清須市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する告示案」を議題とします。
事務局より、説明をお願いします。
(児童保育課長　挙手)

児童保育課長

児童保育課長。

はい。健康福祉部次長兼児童保育課長の吉野です。

議案第25号、清須市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する告示案。上記の議案を提出する。

令和7年10月17日提出。清須市教育委員会教育長、天埜幸治。

提案理由です。この案を提出するのは、本事業に充当される国庫補助金及び県補助金に係る交付要綱の一部改正に伴い、市が対象者に支給する上限額を引き上げる必要があるからです。

本事業の概要としましては、新制度未移行幼稚園に通園する園児の保護者について、世帯の市町村民税所得割合計額をもとに副食費無償化の認定を行い、対象となった保護者に対して、上限を定めた給付額の範囲内で、副食費の無償化を行うものです。

一枚おめくりください。こちらは要綱の一部改正告示案です。

2枚おめくりください。新旧対照表となります。下線が引いてある箇所が、今回の変更箇所となります。この新旧対照表で改正内容についてご説明いたします。

まず、一番上の要綱の名称については、国が定める要綱の名称に合わせ、「清須市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱」から「清須市副食費実費徴収に係る補足給付事業実施要綱」に改めるものです。

2枚おめくりください。左側、「新」の欄の第5条支給額をご覧ください。補足給付の支給限度額について、4,800円から4,900円に改めるものです。

その他、第2条事業内容及び第3条支給対象者等につきまして、これまで国の要綱に合わせて具体に記載していたところ、国基準の変更に遅滞なく対応することを目的に、内容を変更せず、国要綱を引用する形式に変更しております。

次に、新旧対照表を4枚おめくりください。要綱に定める様式の改正案が5枚ございます。冒頭で説明しましたとおり、要綱の名称を「施設による徴収」から「実費徴収」に改めるにあたり、現行要綱の第1号様式、第2号様式、第2号様式中「免除実績報告書」、第3号様式及び第4号様式における「施設による徴収」と記載されているところを、「実費徴収」に改めました。

また、現行要綱の第1号様式及び第2号様式中の「免除実績報告書」につきまして、表の中で、支給する限度額が「4,800円」と記載されておりますので、こちらも今後、国の改正に遅滞なく対応できるよう、金額を空欄の状態で「　円」と改め、整理するものです。

再度、要綱の一部改正告示案にお戻りいただき、2枚目をご覧ください。一番下、附則です。この告示は、令和7年10月17日から施行し、改正後のこの要綱の規定は、同年4月1日から適用する。すなわち、国及び県の適用期間に合わせ、令和7年4月1日に遡及して適用するものです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

天埜教育長

ありがとうございます。資料が大変多くございますので、まずは少しご確認のお時間を取りたいと思います。

これより、質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

はい、上田委員。

上田委員	はい、上田です。よろしくお願ひいたします。 こちらの要綱を見させていただきまして、市内外の私立の幼稚園が対象となるのでしょうか。 あともう一点、この制度で、何人程度の方が補助の対象になるのか、教えていただきたいと思います。
天埜教育長	事務局、説明をお願いします。
児童保育課長	はい、児童保育課長の吉野です。 現在、市内には私立幼稚園はございませんので、本市においては市外の園のみとなりますが、新制度である子ども・子育て支援法に基づく幼稚園に移行していない、私立幼稚園が対象となります。その新制度に移行していない、本市の補助対象となる幼稚園が、市外に15園ほどございます。近隣ですと、西春幼稚園、西城幼稚園、国風第一幼稚園、国風第二幼稚園などがございます。 それから、何人程度が対象になってくるのかということにつきましては、令和7年度実績ですと、今のところ48名程度が補助の対象として上がっております。 この補助についてですが、令和元年度に幼保無償化制度が施行された際に、保育園の保育料無償化に併せて、副食費に対する補助金も同時に創設されました。所得制限はございますが、第1子、第2子、それから所得に関係なく第3子、これらのお子様を対象に、国が示す公定価格を上限として、実績に合わせて市から副食費分の金額が償還払いされる制度でございます。 今回、その国の要綱の補助金額の上限が4,800円から4,900円に改正されたことを受けまして、本市の要綱も改正したものでございます。 先ほども申し上げましたが、この対象者は、清須市内外の新制度未移行の私立幼稚園に在籍している清須市在住の園児でございます。 説明は以上です。
天埜教育長	ありがとうございました。上田委員、よろしかったでしょうか。
上田委員	はい、ありがとうございます。
天埜教育長	その他、ご質問はございませんか。 (委員より、「なし。」の声あり) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これより、討論を行います。討論はございますでしょうか。 (委員より、「なし。」の声あり) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これより、採決をします。議案第25号「清須市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する告示案」は、原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。 [全員挙手] ありがとうございます。挙手全員です。従って、議案第25号「清須市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する告示案」

は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第26号 令和8年度教職員定期人事異動方針（案）について

天埜教育長	日程第4、議案第26号「令和8年度教職員定期人事異動方針（案）について」を議題とします。 事務局より、議案の説明をお願いします。 (教育部参事 挙手) 教育部参事。
教育部参事	はい。教育部参事の浅井です。 議案第26号、令和8年度教職員定期人事異動方針（案）について。上記の議案を提出する。 令和7年10月17日提出。清須市教育委員会教育長、天埜幸治。 提案理由、この案を提出するのは、令和8年度の教職員、学校事務職員及び学校栄養職員人事異動の基本方針を定める必要があるからです。 1ページおめくりください。令和8年度の清須市教職員定期人事異動方針案になります。 愛知県教育委員会の「令和8年度教職員定期人事異動方針」に基づいて、下記の1から6の方針で実施いたします。 なお、学校事務職員並びに学校栄養職員の人事異動方針については、愛知県教育委員会の人事異動方針に準じて行います。 1ページおめくりいただいたところから、愛知県の「令和8年度教職員定期人事異動方針」「県費負担市町村立学校事務職員人事異動方針」「県費負担市町村立学校栄養職員人事異動方針」がございます。 以上でございます。よろしくお願ひいたします。
天埜教育長	ありがとうございました。変更点はございません。 これより、質疑を行います。質疑はございますでしょうか。 (委員より、「なし。」の声あり) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これより、討論を行います。討論はございますでしょうか。 (委員より、「なし。」の声あり) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これより、採決をします。議案第26号「令和8年度教職員定期人事異動方針（案）について」は、原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。 [全員挙手] ありがとうございます。挙手全員です。従って、議案第26号「令和8年度教職員定期人事異動方針（案）について」は、原案のとおり可決されました。

○ 閉会

天埜教育長

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。
これで、令和7年度第7回清須市教育委員会定例会を閉会します。

閉会 午前9時48分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

教育長 天埜 幸治

署名委員 後藤 小百合

署名委員 上田 恭子